

【沖縄県】ICT活用工事の実施方針フロー(R4年7月1日以降)

ICT活用工事の実施方針

工事計画 【参考】土工（作業土工）、付帯構造物設置工は、土工及び舗装工の関連施工となるため単独での発注は行わない。

土工/舗装工/河川浚渫/法面工/地盤改良工/舗装工（修繕工）
構造物工（橋脚・橋台）/擁壁工/基礎工

★工事内容、地域におけるICT施工機器の普及状況、工期的制約等を勘案し決定する。

『全面的なICT活用工事』とは
建設生産のプロセス全ての段階で
ICT施工技術を全面的に活用する工事
①3次元起工測量
②3次元設計データ作成
③ICT建設機械での施工
④3次元出来形・品質管理
⑤3次元データ納品

★「ICT活用工事」に設定

発注者指定型
(①～⑤の全面活用)
(1)工事成績で加点評価する。
(2)必要経費を計上する。※1
(3)ICT証明書を発行する。

土工/舗装工

土工：1万m3以上
舗装工：3千m2以上
土工：1万m3未満
舗装工：3千m2未満

現場条件により施工者希望型選定可

河川浚渫/法面工/
地盤改良工/
舗装工（修繕工）
構造物工（橋脚・橋台）/
擁壁工/
基礎工

施工者希望型
各工種において
建設生産のプロセスにおける
選択、必須を確認して実施。
必須実施した場合
(1)工事成績で加点評価する。
(2)必要経費を計上する。
(3)ICT証明書を発行する。

従来施工

施工者が
ICT活用工事希望した場合

(左記必須の全面活用しなかつた場合)

ICT建設機械の施工
NO
従来施工

YES
(1)工事成績で加点対象としない。
(2)ICT建設機械の経費のみ変更計上する。
(3)ICT証明書を発行しない。